



第1章 まちづくり方針



第1章 まちづくり方針

1 都市づくりの理念と基本方針

(1) 都市づくりの理念

■ コンパクトで機能的なまちづくり(コンパクト・コンバージョン)

本市の人口は、1983年(昭和58年)の20万6,260人をピークとして、その後は減少傾向が続いています。また、年少人口や生産年齢人口が減少する一方で、老年人口は増加しており、少子高齢化が進行しています。

人口減少・少子高齢化が進むなど、今後も厳しい財政状況が予測される中、利便性と持続性のある良好なまちづくりを推進するためには、既存の環境は維持しつつも、公共施設や鉄道駅の周辺など、市街地における人々の生活や活動を支える拠点となるべき地区への各種都市機能(医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業等)の集約を促進するとともに、生活の拠点と都市の拠点、あるいは都市の拠点と都市の拠点を、鉄道やバスを始めとした公共交通ネットワークでつなぐことにより移動利便性の向上を図る、いわゆる「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造への転換を図ることが必要です。

■ 惹きつける(交流・移住)力のあるまちづくり(リノベーション・コラボレーション)

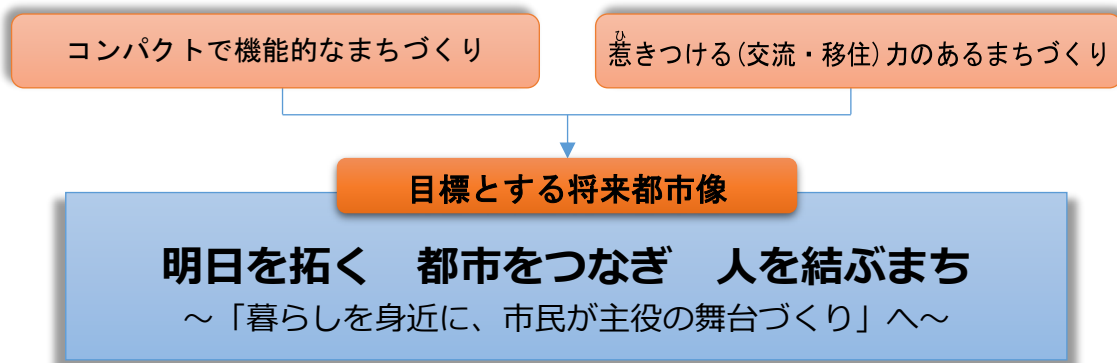
成熟社会となった現在、人々の暮らし方は多様化し、従来の消費行動や時間の使い方が変化しています。そのような中、商業・業務、就業やサービス機能などを始めとして、まちに対する新しいニーズが発生し、従来の都市機能の重要性にも変化が生じています。

そのため、都市空間を形成する上では、機能性や利便性等の都市に求められる基本的な要素に加え、住まい方や暮らし方に付加価値をつける要素や、人を惹きつける魅力となる要素の充実が必要であると考えられます。

また、惹きつける力のあるまちづくりを推進し、地域経済の好循環を実現するためには、まちおこし人材の育成や、民間事業者や市民の視点・創造性を活用するための連携・協働の仕組みを検討するなど、官民が一体となって地方創生を推進していくことが重要です。

(2) 本計画で描く都市像

前述の都市づくりの理念を踏まえ、本市の都市計画マスタープランにおいて目標とする将来都市像と基本方針を以下のように設定します。



基本方針 1

都市機能・居住機能の集約に対応した計画的な拠点の配置とネットワーク

○市街地を集約化し利便性の高い拠点の形成を誘導します。

人口減少・少子高齢化などが進行する中で、都市機能や生活支援機能が維持できるよう、鉄道駅周辺など、都市の拠点及び生活の拠点となるべき地区に、日常生活に必要な機能（医療・福祉・商業・公共交通等）を集約し、利便性の高い空間の形成を進めます。

また、拠点形成に向けた都市計画制度の仕組みを整えるとともに、具体的な機能の集約の手法を検討します。

○都市の拠点及び生活の拠点における移動手段の確保を目指します。

鉄道やひたちBRTを始めとした主要な南北の幹線軸を中心に、バス路線の再編を進めます。

住宅地においては、地域との連携を図りながら、バス路線の維持に努めるとともに、デマンドタクシーなどバス以外の移動手段の確保についても検討します。

○ひたちBRTをいかしたまちづくりを進めます。

ひたちBRTについては、定時性と高い運行頻度をいかした新たな南北方向の公共交通軸として引き続き整備を進め、沿線地域の整備や拠点連携を促進します。

○広域への移動性及び利便性の向上や他地域との交流機能を高めます。

通勤通学の広域化への対応や交流人口の確保を図るため、市内の道路・公共交通ネットワークに加え、周辺地域との連携を図る基盤を強化します。



写真－バス専用道を走行するひたちBRT



写真－渋滞解消のため4車線化が進む国道6号



写真－日立シビックセンター新都市広場



写真－整備された大塚駅東西自由通路

基本方針 2 誰もが暮らしやすく魅力あふれるまちづくり

○全ての世代が暮らしやすい環境づくりを進めます。

若年層の流出や少子高齢化が進展しているため、「若者から選ばれるまち」、「高齢者が生きがいを持って暮らせるまち」、「誰もが住み続けたいと思うまち」の実現に向け、魅力ある居住環境の形成、移動手段の確保、地域コミュニティの維持、健康を増進できる環境の提供など、全ての世代が暮らしやすさを実感できる環境づくりを進めます。

○個々の多様な能力を発揮できる「働きやすい環境」の提供を進めます

若い世代の仕事と家庭・子育ての両立や、男女がそれぞれのスキルやキャリアをいかした働き方ができる環境づくりを進めます。

○鉄道駅周辺の魅力向上を図ります。

まちの顔である鉄道駅周辺については、交通結節点としての機能強化や、良好な都市景観の形成による魅力の向上を図り、居住や産業機能の誘導を促進します。

○まちなかにゆとりのある交流空間を創出します。

市街地内の緑やオープンスペースの充実に取り組み、人々の交流の場となる空間づくりを進めることで、歩いて楽しいまちづくりを推進します。

○観光交流機能の充実を図ります。

観光交流の充実を進めるため、伊師浜国民休養地、かみね公園、道の駅日立おさかなセンターを始めとした観光交流施設の機能強化を進めるとともに、海水浴場や自然公園など、本市の地域資源を積極的に活用し、更なるまちの魅力向上に努めます。

○災害に強いまちづくりを進めます。

安全で安心できる都市環境づくりに向け、東日本大震災の被災経験や知見をいかした災害に強いまちづくりを進めます。

○環境にやさしいまちづくりを進めます。

新エネルギーの利用促進や環境負荷の少ない都市空間の形成、エネルギー利用の効率化などによる都市の低炭素化を進めます。

○情報通信技術を活用したまちづくりを進めます。

情報通信技術の活用により、利便性や効率性の向上を目指したまちづくりを進めます。



写真－春のかみね公園からの眺望



写真－子育てを総合的に支援している日立市子どもセンター



写真－平和通りから日立駅西口交通広場を望む



写真－雨水対策として整備が進む田尻川河口

基本方針3 地域特性や「まちの資産」を活用した都市空間の形成

○既存のインフラを活用したまちづくりを進めます。

人口減少・少子高齢化が進むなど、今後も厳しい財政状況が予測される中で、持続可能なまちづくりを進めるために、既存ストックの有効活用や、計画的な維持・保全に努めます。

○市街地内における土地利用の更新を進めます。

中心市街地や、都市の拠点・生活の拠点となるべき地区においては、空き家・空き地や低未利用地の有効な利活用に取り組み、移住や定住を促進するための魅力ある空間の創出や、産業用地の創出を目指します。

○茨城港日立港区をいかした産業集積を目指します

日立南太田IC周辺や茨城港日立港区後背地において産業の新たな誘致に取り組み、市内における雇用機会を確保し、移住・定住の促進を図ります。

○産業と共生するまちづくりを進めます。

本市は、製造業を中心として発展してきた「ものづくり都市」であり、産業機能は、グローバル化が進むこれからも、まちづくりの基盤となる都市機能であるため、大規模工場のみならず、中小工場と住宅などが共生できる環境づくりを進めます。

○地域コミュニティをいかしたまちづくりを進めます。

特徴ある日立市のコミュニティ組織との連携強化を図り、地域の諸課題に対応できるまちづくりを進めます。



写真－山側に広がる大規模住宅団地



写真－更なる産業の集積が望まれる茨城港日立港区



写真－空き店舗を活用した「マイクロ・クリエイション・オフィス」



写真－地域コミュニティによる清掃活動の様子

(3) 目標年次及び目標人口

本計画は、中長期的な展望も含んでいますが、都市計画区域マスタープランがおおむね20年後の都市の姿を展望して定められることに倣い、本計画についても目標年次を20年後である2040年（令和22年）とします。

目標人口は、日立市人口ビジョンの将来目標である、「2040年における人口14万人以上の維持」（想定）を考慮し、14万人と設定します。

また、定期的に評価を行い、必要がある場合には、社会情勢等の変化に応じた見直しや、市の総合計画を始めとした各種計画との整合を図った見直しを行うこととします。

なお、計画期間内における本市の主な関連計画との関係は、以下のとおりです。

		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年	2033年	2034年	2035年	2036年	2037年	2038年	2039年	2040年	
		0	0	0	1	2	5	7	8	9	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		十王町を編入					計画改定																
上位計画	総合計画											2012年～2021年											
	人口ビジョン											2015～2040年											
	総合戦略											2015年～2019年											
都市計画	日立市都市計画マスタープラン	2000～2020年										【改定】日立市都市計画マスタープラン・立地適正化計画											
	十王町都市計画マスタープラン	2002～2022年																					

(4) 対象区域

本計画の対象区域は基本的に都市計画区域内としますが、本市の地形的特性から、都市計画区域外に位置する一部の住宅団地など、一体的に市街地を形成している地域についても計画の対象区域に含むこととします。



写真－日立市のさくら



写真－市内空撮